

神奈川県への提案への考え方

厚生労働省 人材開発統括官付 人材開発政策担当参事官室

1. 職業能力開発促進法

○職業能力開発促進法第92条（職業訓練等に準ずる訓練の実施）は、職業能力開発短期大学校等の公共職業能力開発施設等において、雇用保険の被保険者や被保険者であった者に対する訓練実施に支障のない範囲内で、外国人留学生・研修生、個人事業主及び家内労働者（以下「外国人留学生等」という。）を「準ずる訓練」として受け入れてもよい旨を定めた規定である。

2. 神奈川県提案の概要

- 今般、神奈川県より、外国人留学生には「準ずる訓練」の提供となることにより、以下の懸念が生ずるとの指摘があった。
- ① 就労に必要な在留資格（「技術・人文知識・国際業務」）が取得できないおそれがある。
 - ② 専門課程の高度職業訓練の卒業資格が得られない。
 - ③ 修了時の技能照査の受検資格がなく「技能士補」になれない。
 - ④ 技能検定の受検資格である経験年数が緩和されない。
（正規訓練課程3年⇔「準ずる訓練」7年）
- ⇒ この結果、就労や給与等で不利な扱いを受けるおそれがある。

3. 対応方針

- 上記①の在留資格に関する懸念については、法務省とも調整の上、平成30年9月18日付けで、修了証書を交付された外国人留学生についても、大学を卒業した者と同等以上の教育を受けた者として取り扱われることを確認する旨の通知を发出済。
- その上で、外国人留学生等が、都道府県が設置運営する職業能力開発短期大学校の行う専門課程の高度職業訓練を含め、公共職業能力開発施設、職業能力総合大学校及び職業訓練法人の行う訓練課程の職業訓練を受講できる旨確認するとともに、上記②～④のような支障が生じることのないよう、外国人留学生等を対象に以下のような対応を検討する。
- 『省令改正』（職業能力開発促進法施行規則改正）により、以下の措置を講ずることを検討する。
- ② 訓練課程の修了の要件を満たしていると認められる場合には、「修了証」を交付できるようにする。
 - ③ 公共職業能力開発施設の長、職業能力開発総合大学校の長及び職業訓練法人が、

「技能照査」を行うことができるようにし、技能照査に合格した者は「技能士補」と称することができるようにする。

⇒ 技能照査に合格した場合、職業能力開発促進法施行規則第65条各項に係る技能検定試験について、試験の免除（学科試験の免除）を受けることが可能になる。

④ 訓練課程の職業訓練を修了した者に位置づけることにより、技能検定の受検資格である経験年数の緩和も適用できるようにする。

⇒ 上記の措置により、外国人留学生等が不利な扱いを受けるおそれを取り除く。

（参考）職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）（抄）

（職業訓練等に準ずる訓練の実施）

第九十二条 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校及び職業訓練法人は、その業務の遂行に支障のない範囲内で、その行う職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練を次に掲げる者に対し行うことができる。

一 労働者を雇用しないで事業を行うことを常態とする者

二 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項に規定する家内労働者

三 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の留学又は研修の在留資格をもつて在留する者

四 前三号に掲げる者以外の者で厚生労働省令で定めるもの

(別添)

事務連絡
平成30年9月18日

各都道府県人材開発主管部(局)長 殿

厚生労働省参事官
(人材開発政策担当)

職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の取扱いについて

平素より人材開発施策の推進に御尽力いただき、感謝申し上げます。

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の4の表の留学の在留資格をもって在留する者(以下「留学生」という。)が、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第92条に基づき、職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練(以下「準ずる訓練」という。)を受ける際の取扱いについて、地方公共団体から照会があったところ、下記のとおり整理することとしましたので、貴職管下の公共職業能力開発施設等に周知いただくとともに、今後の運用におかれては御留意いただくようお願い申し上げます。

なお、記2については、法務省入国管理局とも協議済みであることを申し添えます。

記

1 準ずる訓練に係る修了証書の交付について

準ずる訓練を受ける者が、法第13条、第15条の7第1項若しくは第27条第1項の規定に基づく職業訓練又は法第27条第1項の規定に基づく指導員訓練(以下「職業訓練等」という。)に係る訓練期間及び訓練時間に従い職業訓練等の内容を習得し、それぞれの職業訓練等の修了の要件を満たしていると認められる場合、公共職業能力開発施設の長、職業能力開発総合大学の長及び職業訓練法人は、当該準ずる訓練を受ける者に対して、法第22条の規定の趣旨を踏まえ、修了証書を交付するものとする。

2 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学

校において修了証書を交付された留学生について

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）においては、在留資格「技術・人文知識・国際業務」等の入国審査に当たって、学歴について、大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたことを求める規定があるところ。その解釈及び取扱いに当たっては、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学校において修了証書を交付された留学生についても、大学を卒業した者と同等以上の教育を受けた者として扱われること。